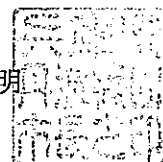


丹波篠山市告示第 73 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 7 月 24 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
口県守地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和元年 7 月 16 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数 3 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
・現状の農業経営を継続する。
- 6 地域農業の将来のあり方
【農地】・農業をリタイヤし経営転換をするときは相対で担い手（後継者、中心経営体）と契約し耕作放棄地の発生を防ぐ。
・預けたい土地が増え中心経営体でも対応できなくなった場合は、中間管理機構を活用する。
【農作業】中心経営体が少しでも受託しやすいように共用部分の草刈り等、地域で出来ないか検討する。（例 草刈り隊、村用としての位置づけ・・・）
【担い手】現在存在する生産組合と機械利用組合の経営体系を見直し、中心経営体として活動できないか検討する。